

# きたしなの 税のたより

令和5年1月10日  
第 215 号

発行人

信濃中野税務署管内青色申告会連合会  
一般社団法人 信濃中野法人会  
高水地区税務協議会  
印刷所 中野市力ナライ美術印刷

## 木島平スキーフィールド 2022~2023 日本最大斜度46度の山頂リフト復活



2022~2023シーズンは、リフト自動改札となり、こども広場を充実し、更に皆様のご期待に添い、山頂リフトの復活となります。山頂沢コースは今季見送りですが、日本最大斜度46度の北向きのパウダースノーをお楽しみいただけます。

山頂コースは、日本最大斜度46度あり、上級者でも腰が引ける、日本でも有数の難コースです。北斜面にある事でパウダーが維持された、極上のコースをお楽しみください。

コース下部の途中にある小山（マツシユ）は、技の見せどころとなります。ここを滑ってSNSにアップしましょう。

(木島平村)

# きたしなの税のたより廃刊のお知らせ

## 国税たより

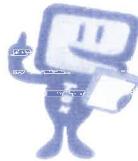
きたしなの税のたよりは、昭和49年（1974年）11月に第一号が創刊されて以来、今日まで49年間もの間、地域の皆様に愛されてきました。しかしながら、昨今の世情により、デジタル化が一層進んでおります。紙での広報誌は温かみがあり、紙ならではの良さもありますが、令和6年（2024年）1月10日発行の第217号をもって廃刊いたします。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## インボイス制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」（※）が開始されます。

制度開始後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。



（※）制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

### 【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から  
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、  
令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

登録申請の受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度の開始

## 法人会たより

### 一般社団法人信濃中野法人会 第34回会員大会開催

法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、会員相互の交流と研鑽を目的に、第34回会員大会を11月17日（木）に「野沢温泉スパリーナ」において、松本守幸信濃中野税務署長様をはじめ多くの来賓にご出席いただく中、優良経理担当者表彰式、令和5年度税制改正提言の確認、税務署長の「相続について」と題した講演、社会医療法人財団慈泉会相澤病院の小平奈緒さんの「人とつながる」と題した記念講演会を約150人の参加で開催しました。

## 令和5年度 税制改正に関する提言

ウィズコロナと呼ばれるウイルスとの共生の段階に入ったとされる中、「ポストコロナの経済再生と財政健全化」「中小企業の活性化に資する税制措置」「中小企業が事業継続するための税制措置」を織り込んだ提言となっています。

ポストコロナ対応及び活性化への税制措置では、コロナ禍の影響が依然残るだけでなく、原材料を中心とした物価上昇など中小企業を取り巻く環境が厳しさを増しているが、中小企業が存続を図れるよう中小法人に適用される法人税軽減税率の本則化、少額減価償却資産の取得価額の損金算入額の上限撤廃など。

事業継続の税制措置では、円滑に事業継承できるよう相続税、贈与税の抜本的な対応など。

地方税では、償却資産の少額資産範囲拡大など固定資産税の抜本的見直し、住民税の超過課税の廃止など。

その他では、租税教育の重要性を提言しています。

## 県税たより

### 事業税の減税制度のご案内

#### ■ 障がい者の雇用をお考えの法人・個人事業主の皆様へ ■

長野県では、新たに障がい者を雇用した事業者の皆様を応援するため、事業税の減税制度を実施しています。

適用期間等	平成31年4月1日から令和7年3月31日までの新たな雇用
減税内容	税率9／10減税 減税上限額（雇用障がい者数に応じて） 1人以下：50万円 1人超2人以下：75万円 2人超：100万円
対象となる法人・個人	次の要件をすべて満たす法人・個人事業主 (1) 常時雇用する労働者の数が100人以下であること。 (2) 雇用保険の適用事業所であること。 (3) 社会保険加入事業者であること。（加入義務がない場合を除く。） (4) 法定雇用率を達成していること。 (5) 事業主都合による解雇をしていないこと。 (6) 長野県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でないこと。 (7) 障がい者雇用はじめの一歩応援助成金の交付を受けていないこと。
雇用する障がい者の要件	次の要件をすべて満たす特例期間内に新たに雇用した障がい者 (1) 長野県内に住所があること。 (2) 長野県内の事業所等に勤務していること。 (3) 雇用保険の一般被保険者であること。 (4) 継続して3か月以上勤務していること。
手続きと期限 (2段階となり、申請先等が異なります)	<p style="text-align: center;">(2) 確認内容の通知を受領</p>

#### [お問い合わせ先]

- 確認申請に関するご質問 長野県産業労働部労働雇用課 電話 026-235-7201（直通）
- 不均一課税申請に関するご質問 長野県総合県税事務所 電話 026-234-9507（直通）

## 市町村税たより

令和5年1月から、軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できる「軽JNKS（ケイジエンクス）」が全国一斉に運用開始されます。

#### ご注意ください

- 対象車種は、三輪以上の軽自動車に限ります。二輪バイクは、これまでどおり紙の納税証明書を提示してください。
- 納税されてから軽JNKSへの納税情報の反映には一定の日数がかかります。納税後すぐに車検を受けられる場合は、これまでどおり紙の納税証明書を提示してください。
- 中古車の購入直後、他の市町村に引っ越した直後の場合には、納税証明書が必要となることがあります。
- 納税証明書の提示が省略ができるのは、対象車両に過去も含めて未納がない場合に限ります。

### 軽自動車の車検は、 **JNKS**

納税証明書が原則不要に！

納税証明書の提示が原則不要に！

継続検査申請(OSS/OCR)



申請者

納税証明書



申請書類



軽自動車検査協会

照会 ↓ ↑ 回答

**軽JNKS**

納付情報 ↑ 登録



市区町村

紛失しても…

納税証明書の再交付申請

不要!

# 税理士による 給与所得者 年金受給者 に対する無料税務相談

2月1日(水)に下記の名簿に掲載した税理士事務所において、次の(1)から(3)の方々に對して税務相談及び納税申告書の作成相談を無料で行います。最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出掛けください。相談受付時間は午前9時30分～午後4時です。

- (1) 年金受給者で確定申告が必要な方 (2) 給与所得者で医療費控除を受けようとする方
- (3) 年の中途中で退職された方

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体調不良の方はご遠慮いただきますようお願いいたします。

(市町村別 50音順)

## 関東信越税理士会信濃中野支部

		相談日 令和5年2月1日(水)									
		相談受付時間 午前9時30分から午後4時まで									
神田	泰斗	(二二二)	五三八三	中野市西条一〇六四							
黒岩	竜洋	(三四)	一一一六	中野市岩船三四五六							
高坂亀美雄	(二六)	一〇五七	中野市中央一一四一二五								
高橋信雄	(二六)	五〇八八	中野市中野一五〇九一六								
中山	西澤	(二三)	五八六一	中野市中央一九一九							
高橋幸利	秀夫	(二二)	二三二九	中野市新保六七二							
平林	正	(三四)	七〇一五	中野市一本木三二一一							
廣瀬	芳男	(三八)	九一二二	中野市西条四〇八一一八							
丸谷	弘幸	(二六)	〇二五二	中野市草間五三八一							
宮崎	徳治	(二六)	七一一七	中野市吉田一一九一二〇							
春日	恭弘	(二二)	七六六四	中野市間山五七七							
湯本	正昭	(三八)	二一三八	中野市中央二一四一一八							
渡邊	和昭	(二六)	一七一〇	中野市草間一八六〇一七							
渡邊	四七二四	(六二)	二三三五	中野市三ツ和三一五							
杉山	章吉	(六三)	〇九〇四八三二五三〇	飯山市三二六三							
高相	智香	(六三)	三九二一	飯山市飯山一一六六一三							
田中	一男	(六三)	〇一九八	飯山市静間二二六六一							
樋口	國人	(三三)	三五二一	山ノ内町平穏四九五四一一							
中澤	隆幸	(三三)	三五二一	山ノ内町平穏三三六七一							
渡辺	一成	(三三)	三五二一	山ノ内町平穏四四〇七一四							
土屋	信行	(五〇)	二二三九	木島平村往郷一一一							
松村	英樹	(八五)	二二三九	野沢温泉村豊郷五〇三六一四							

## 青色申告会たより

## 個人事業者のインボイス対策 (青色申告会)

### インボイス制度の導入で予想されること

#### ① 免税事業者の場合

販売先や請け負い業務の元請け先などがインボイスの交付を求める課税事業者の場合は、インボイスを発行できないことで取引を見直されるおそれがあります。(販売先が消費者であればインボイスは求められません)

#### ② 課税事業者の場合

仕入れ先や業務の下請け先などがインボイスを発行できない免税事業者の場合は、自信の消費税の納税額が増える可能性があります。(簡易課税を選択している場合は増えません)

### 免税事業者が検討するべきポイント

#### ◎ インボイス発行事業者になるか否か

免税事業者は、販売先などが事業者なのか、消費者なのか、事業者と消費者が混在するのかなどをふまえ、次の①と②のいずれがよいかを検討します。

#### ① 課税事業者を選択してインボイス発行事業者になる

インボイス発行事業者になれば、課税事業者である販売先などと取引が継続できる可能性が高くなります。消費税の申告、納付が必要な課税事業者になりますので、それにともなう記帳、消費税の負担が生じます。

#### ② 免税事業者のままでいる (インボイスは発行できません)

消費税の記帳、申告、納付は免除されますが、販売先などが課税事業者であれば、取引を見直される可能性があります。